

はじめに

栃木県では21世紀初頭におとずれる4人に1人は65歳以上という『超高齢化社会』に備え、“いつまでも住みつづけたいと思える栃木県”をめざし、公共建築物や道路などの整備（ハード面）に係るガイドラインを示すとともに、すべての人が行動しやすい環境づくりのための配慮や介助のあり方（ソフト面）をまとめた「福祉のまちづくり指針」を策定し（平成8年3月）、推進してきました。

しかし、“福祉のまちづくり”には、県民・事業者及び国・県・市町村が一体となって推進することが重要であり、そのためにはそれぞれの責務を明らかにし、さらなる実効性を確保する必要があることから、平成11年10月に『栃木県ひとにやさしいまちづくり条例』を定めたところであります。

この条例は、本格的な高齢社会への対応や障害者に関するノーマライゼーション思想などを背景に、すべての県民が安全で快適な日常生活を営める豊かでいきいきとした福祉社会の形成、そしてすべての県民が自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加ができるようバリアフリー化による物理的障害の除去等の生活環境の整備推進を目的としたものです。

このため条例には、病院、劇場、集会場などの建築物や公園、道路、公共交通機関の施設など不特定多数の方が利用する公共的施設の整備基準が定められ、その遵守がうたわれております。

公共施設の設計、工事監理、施工等に携わる技術者や事業者の方々をはじめひろく県民の皆様にぜひ、このマニュアルを積極的にご活用いただき、ひとにやさしいまちづくりにご協力いただけますようよろしくお願いいたします。